

令和3年度 9月補正予算（追加分）の内容について

◆各会計の補正予算額

(単位：千円)

会 計		補 正 前	補 正 額	計
一 般 会 計		21,862,500	57,000	21,919,500
特別会計	国民健康保険	5,482,000	-	5,482,000
	介護保険	4,500,000	-	4,500,000
	後期高齢者医療	711,500	-	711,500
企業会計	都市開発事業	30,300	-	30,300
	水道事業	2,354,000	-	2,354,000
	下水道事業	3,119,000	-	3,119,000
合 計		38,059,300	57,000	38,116,300

(一般会計の補正内容)

内容	担当課	補正額	資料
貸切バス及びタクシー事業者支援事業経費 新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援として、市内の貸切バス事業者及びタクシー事業者に対し補助を行う。	総合政策部	5,000	①
感染症緊急対策経費（新型コロナウイルス感染症拡大防止事業） 新型コロナウイルス感染症対策として、療養者向けパルスオキシメーターと、緊急時用に抗原検査キットを整備。	健康増進課	1,000	②
特産品開発事業経費（日本酒おの恋販売促進事業） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により低下した日本酒消費促進のため、販売促進キャンペーンを行う。	観光交流推進課	5,000	③
アフターコロナ経営継続支援事業経費 経営の維持・回復のため、アフターコロナに向けた新たな取組や店舗等の改修を行う中小企業者に対し補助を行う。	産業創造課	21,000	④
宿泊・旅行事業者支援事業経費 新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援として、市内の宿泊・旅行事業者に対し補助を行う。	産業創造課	3,000	⑤
都市公園交流活性化事業 With コロナを踏まえ、ひまわりの丘公園及び大池総合公園にシェルター、ベンチを設置し、憩いと交流の場を創出。	まちづくり課	20,000	⑥
学校感染症対策・学習保障取組支援事業経費 追加交付される国庫補助金を活用し、オンライン授業を行う際の著作権使用料及び感染対策用消耗品を購入する。	教育総務課	2,000	⑦

貸切バス及びタクシー事業者支援事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大による観光需要等の著しい落ち込みにより、深刻な影響を受けている市内の貸切バス及びタクシー事業者の事業継続を支援するため、保有車両数に応じて支援金を支給します。

2. 支援対象事業者／申請要件

次の条件の全てを満たす事業者とします。

- (1) 小野市内に本社を有し、道路運送法に基づく許可を受けて営業する一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）又は一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）であること。
- (2) 令和3年4月1日時点で有効な事業許可を有し、かつ、10月1日時点においても営業していること。
- (3) 当該事業支援を受けた後も引き続き事業を継続する意思があること。
- (4) 当該事業支援申請時点で市税を滞納していないこと。
- (5) 小野市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

※注）当市が実施する「宿泊・旅行事業者支援事業補助金」との重複受給はできません。

3. 支援対象車両及び支援金額

対象事業者	支給金額
貸切バス事業者	○大型車両 車両数×100,000円
	○中型車両 車両数×80,000円
	○小型車両 車両数×50,000円
タクシー事業者	普通タクシー車両数×50,000円 ※福祉輸送事業用車両（いわゆる福祉タクシー）を除きます。

※自動車検査証に記載されている「使用の本拠の位置」が小野市内である車両を対象とします。

4. 申請期間

令和3年10月1日（金）～令和3年12月28日（火）

5. 事業費

5,000千円

【お問い合わせ先】

総合政策部 交通政策グループ ☎0794-63-1404(直通)

新型コロナウイルス感染拡大防止事業

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大により、兵庫県においても未だ緊急事態宣言下にある。一方で、全国的にワクチン接種は確実に進んでおり、今後は感染症への対応を行いつつ社会生活基盤の維持と経済活動の正常化へ向けた取組・支援が求められている。

行動制限の段階的緩和に向け、自宅療養者等の増大や災害など緊急時に備えるため、検査キットなど医療用品を確保する。

2. 事業内容

①簡易抗原検査キットの確保

緊急時に検査が必要となる場合に備え市が簡易抗原検査キットを確保し、必要に応じて配布することで感染リスクの早期発見と感染拡大(クラスター)の防止に努める。

②療養者向けパルスオキシメーターの確保

緊急時に市民が安心して療養できるよう健康観察のためのパルスオキシメーターの確保を行う。

3. 事業費

1,000千円

【お問い合わせ先】

市民福祉部 健康増進課 ☎0794-63-3977(直通)

日本酒おの恋販売促進事業

1. 事業概要

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響により、販売額の低迷が続いている酒販業者と、酒米「山田錦」の消費により生産農家を支援するため、小野市特産「日本酒おの恋」の販売促進事業を展開します。

2. 事業内容

- お歳暮の時期に合わせて販売促進キャンペーンを行い、指定の市内酒販店舗で割引販売を実施します。
- 割引額

生一本純米吟醸（720ml）1,000 円引き

（通常）1,870 円 ➡ 870 円

純米大吟醸（720ml）2,000 円引き

（通常）3,850 円 ➡ 1,850 円

上撰紅山（1,800ml）1,000 円引き

（通常）2,200 円 ➡ 1,200 円

※箱入りの場合は、別途箱代が必要になります。

※割引は、店頭販売に限ります。



3. 事業期間

令和3年11月1日～令和3年12月31日

4. 事業費

5,000千円

【お問い合わせ先】

地域振興部 観光交流推進課 ☎0794-63-1929(直通)

1. 事業概要

アフターコロナに向けて、経営の維持・回復に取り組む、やる気のある中小企業者に対して補助金を交付する。

2. 補助金額

補助対象事業費（税抜）の2/3（上限50万円、下限10万円）

※発注先に市内事業者を指定した場合、補助対象事業費（税抜）の3/4

※1,000円未満端数切捨て。

取組事業	補助対象経費
①アフターコロナに適応した店舗等の改修工事費	カウンター、窓口、客席等の外注工事による改修費用 従業員向け設備（トイレ・化粧室・託児スペース）設置及び社用車の改造費、改修費用 等
②新しいビジネスモデルへの取り組み	
(1)インターネット販売等のシステム導入・改修に係る費用	インターネット販売システム導入・改修費 インターネット予約・予約確認システム導入・改修費 オンライン商談やテレワーク導入に向けたシステム構築費用 等
(2)販売促進のデジタル化に係る費用	電子クーポンの導入費用 キャッシュレス決済端末の購入費用 等
(3)インバウンド対応に係る費用	翻訳機の導入費用、メニューの多言語化に係る経費 等
(4)その他上記以外の取組に係る費用	アフターコロナにおける新たな取組に係る経費 等
③広告宣伝費用	新たな取り組みを宣伝する販促用チラシ・ポスター・のぼり・看板等作成費用 ホームページの新規・リニューアルに係る外注等費用、販売会・展示会・商談会への参加等費用 等

※この事業と他の補助金を併用することはできません。

3. 対象事業者

- (ア) 市内に本店（本社）を有する中小企業者若しくは小規模事業者（個人事業主を含む）の方で、令和3年10月1日現在で事業を営んでおり、事業の継続意思があること。
- (イ) 市税を納めており、かつ滞納がないこと。
- (ウ) 小野市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないもの。
- (エ) 令和3年4月～11月のいずれかの月の全体売上額が前年もしくは前々年同期比で20%以上減少していること。

4. 申請期間

令和3年10月1日（金）～令和3年12月28日（火）

※予算額に達し次第、申請受付を締め切ります。

※申請後審査を経て交付決定となります。

5. 事業完了日

令和4年2月28日（月）まで

6. 事業費

21,000千円

【お問い合わせ先】

地域振興部 産業創造課 ☎0794-70-7137(直通)

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、著しい影響を受けた宿泊事業者・旅行事業者に対し、アフターコロナも経営が継続できるように補助金を交付する。

2. 補助金額

対象業種	補助金額
宿泊業（ホテル、旅館、民泊施設等）	客室数×30,000円 【上限 500,000円】
旅行業者	令和3年10月1日時点で常時雇用している従業員数×60,000円（バス運転手等は除く。） 【上限 300,000円】

※1,000円未満は切り捨て

※貸切バス及びタクシー支援事業補助金との併用不可

3. 対象事業者

- (1) 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け、市内に旅館、ホテルを営む者。
- (2) 住宅宿泊事業法第2条第4項で規定する者で、市内で住宅宿泊事業を営む者。
- (3) 旅行業法第3条又は第23条に基づき登録を受けた者であり、市内で旅行業を営む者であること。

4. 対象者の要件

- (ア) 市内に住所及び店舗を有する個人または市内に本店（本社）を有する中小企業者若しくは小規模事業者の方で、令和3年10月1日現在で事業を営んでおり、事業の継続意思があること。
- (イ) 市税を納めており、かつ滞納がないこと。
- (ウ) 小野市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないもの。
- (エ) 対象事業者（1）及び（2）にあつては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号から第6号までに該当する営業でないこと、または社会通念上、同法同条各号の営業と認められない施設であること。
- (オ) 令和3年4月～11月のいずれかの月の全体の売上額が前年もしくは前々年同期比で20%以上減少していること。
- (カ) 小野市より奨励措置を受けていないこと。

5. 申請期間

令和3年10月1日（金）～令和3年12月28日（火）

※予算額に達し次第、申請受付を締め切ります。

6. 事業費

3,000千円

【お問い合わせ先】

地域振興部 産業創造課 ☎0794-70-7137(直通)

都市公園交流活性化事業

1. 事業概要

With コロナを踏まえ、ひまわりの丘公園及び大池総合公園に憩いと交流の場を創出する。

2. 事業内容

コロナ前の 2019 年度と、コロナ禍の 2020 年度との人流データを比較したところ、市内の大規模都市公園の利用者について、県内都市部（神戸、東播磨地域）からの人流が増加傾向にある。

ひまわりの丘公園では、今年度、新たに民間事業者が大規模マルシェ等のイベントを開催しており、大池総合公園についても、健康志向からウォーキング人口が拡大している。このような状況の中、都市公園の魅力向上し、コロナ禍での交流継続と定住促進を図るため、憩いの場となるシェルターやベンチなどの休憩施設を新たに整備する。

3. 整備概要

- ・ひまわりの丘公園 シェルター
 テーブルベンチ：6 台、フラットベンチ：10 台
- ・大池総合公園 背もたれベンチ：8 台

4. 事業費

20,000 千円



【お問い合わせ先】

地域振興部 まちづくり課 ☎0794-63-2182(直通)

学校感染症対策・学習保障取組支援事業 (学校教育活動継続支援事業)

1. 事業概要

令和2年度から取り組んでいる、新型コロナウイルス感染症対策として必要な保健衛生用品等の購入や、コロナ禍で研修機会を逸した教職員への研修（オンライン研修等）への取組等、学校教育活動を円滑、継続的に運営する経費を追加する。

2. 支援する内容

- 学校における感染症対策の強化等に必要な経費
 - ・消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入経費
 - ・デジタル教材使用に係る著作権使用料等に対する経費 など

3. 事業費

補正額：2,000千円 総事業費：18,254千円（繰越含）
※財源：学校保健特別対策事業費補助金（国庫補助率 1/2）

【お問い合わせ先】

教育委員会 教育総務課 ☎0794-63-1015(直通)